

陳 情 文 書 表

令和 7 年第 3 回神奈川県議会定例会

令和 7 年 1 1 月 2 5 日

陳情番号	80	付議年月日	7 . 1 1 . 4
件 名	夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現に関する意見書提出を求める陳情		
付 議 委 員 会	陳 情 者		
厚生常任委員会	横浜市中区桜木町3-9 横浜平和と労働会館3階 神奈川県医療労働組合連合会 執行委員長 川 村 奈緒美		
【陳情趣旨】 人間の生体リズムに反した夜間労働、特に長時間夜勤については、心身に与える有害性や安全面でのリスクが科学的にも証明されています。諸外国では、ILO（国際労働機関）「看護職員条約（第149号）・勧告（第157号）」や「夜業条約（第171号）・勧告（178号）」などに基づいた規制が行われ、「1日の労働時間は8時間以内」「時間外も含めて12時間以内」など有害業務である夜間勤務から労働者の健康と生活を保護しています。しかし日本では、医療も介護現場でも16時間以上の長時間夜勤が年々増え、常態化しつつある異常な実態にあります。日本でも諸外国並みの保護措置をとり、患者・利用者にとって安全・安心の医療・介護の実現と労働者が健康に働き続けられる環境整備が早急に求められています。同時に、長時間夜勤が増えてしまっている根本的な原因になっている人手不足を早急に解決する必要があります。 人手不足を解決するどころか、現在看護や介護職員の離職者が増え、入職者が減っているという深刻な状況となっており、その大きな原因の一つには、他産業と比べて1/3の賃上げ額や1/2の一時金（賞与）など、ケア労働者の低すぎる賃金実態があることは紛れもない事実です。 国民生活に欠かすことのできない、医療・介護の提供体制を守ることは国の責務です。誰もが安全・安心に医療や介護がいつでもどこでも受けられるようにするために、下記事項につき、地方自治法第99条に基づく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。 【陳情項目】 - 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直すこと。また、ケア労働者を大幅に増員し、安定した人員確保のためにも、大幅賃上げを支援すること。 - 医療や介護現場における「夜勤交替制労働」に関わる労働環境を抜本的に改善すること。 - 新たな感染症や災害対策に備えるため、公立・公的病院を拡充・強化し、保健所の増設など公衆衛生行政の体制を拡充すること。 - 患者・利用者の負担軽減を図ること。			

陳情番号	8 1	付議年月日	7 . 1 1 . 4
件 名	介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善に関する意見書提出を求める陳情		
付 議 委 員 会	陳 情 者		
厚 生 常 任 委 員 会	横浜市中区桜木町 3－9 横浜平和と労働会館 3 階 神奈川県医療労働組合連合会 執行委員長 川 村 奈緒美		
【陳情趣旨】 県民（市民）のいのちと健康をまもるために日夜を問わずご奮闘いただいていることに敬意を表します。介護保険制度の開始から25年。利用料や施設での居住費・食費の負担が重く、必要な介護サービスを受けられない人が増えています。家族の介護を理由とした介護離職は年間10万人と高止まりしたままです。介護事業所は低く据え置かれた介護報酬のもとで深刻な経営難に直面しており、2024年の倒産・休廃業件数は784件と過去最多となりました。特に、訪問介護は基本報酬の引き下げの影響で事業撤退が相次いでおり、訪問介護事業所がゼロになった自治体が増加しています。介護現場の人手不足も深刻さを増しており、政府は2026年度に介護職員が25万人不足する需要見込みを示していますが、有効な対策は講じられていません。肝心の処遇改善は遅々として進んでおらず、2024年度の全産業平均との賃金格差は、前年度月額 6 万9000円から 8 万3000円へと大幅に広がっています。 こうしたなか、政府は「利用料 2 割負担の対象拡大」や「ケアプランの有料化」、「要介護 1・2 の生活援助の保険給付はすし」など、さらなる負担増・サービス縮小を検討しています。これ以上の制度の後退は許されません。 すべての人が安心して介護を受け、介護従事者も尊重される制度の実現には、国の財政支援の強化による制度の抜本改革、介護職員の大幅な賃金の引き上げが不可欠です。以上の趣旨から、介護保険制度の改善、憲法25条に基づいたケアが大切にされる社会の実現に向けて、下記事項につき、地方自治法第 9 9 条にもとづく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。 【陳情項目】 1. 介護保険の利用に困難をもたらす利用料 2 割負担の対象拡大、ケアプランの有料化、要介護 1、2 の保険給付はすし（総合事業への移行）などの見直しを行わないこと 2. 訪問介護の基本報酬の引き下げを撤回し、介護報酬全体の大幅な底上げを図る再改定を至急行うこと。その際はサービスの利用に支障が生じないように、利用料負担の軽減などの対策を講じること 3. 全額国庫負担により、すべての介護従事者の賃金を全産業平均まで早急に引き上げること。介護従事者を大幅に増やし、一人夜勤の解消、人員配置基準の引き上げを行うこと 4. 必要なときに必要な介護が保障されるよう、介護保険料、利用料、居住費・食費などの費用負担の軽減、サービスの拡充による介護保険制度の抜本的な見直しを行うこと。介護保険財政に対する国庫負担の割合を大幅に引き上げること			

陳情番号	8 2	付議年月日	7 . 1 1 . 4
件 名	安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、すべてのケア労働者の処遇改善につなげる報酬10%以上の引き上げに関する意見書提出を求める陳情		
付 議 委 員 会	陳 情 者		
厚 生 常 任 委 員 会	横浜市中区桜木町 3－9 横浜平和と労働会館 3 階 神奈川県医療労働組合連合会 執行委員長 川 村 奈緒美		
【陳情趣旨】 政府は、2024年の診療報酬・介護報酬改定で賃上げに特化した「ベースアップ評価料」や「新介護加算」を盛り込みましたが、その効果は極めて限定的であり、「2.5%のベースアップ目標」には程遠く、2025年春闘結果で日本医労連加盟の医療機関や介護施設での賃上げ平均率は2.07%（5,772円）に留まり、2025年民間主要企業春季賃上げ平均率5.52%、平均額18,629円と比べて三分の一程度に留まっています。さらには年間賞与の平均額においては、もともとが民間主要企業の半分程度なところを、今年さらに引き下げられる医療機関や介護施設が続出しています。政府がケア労働者の賃上げの必要性を理解しているのであれば、最低でも全産業平均を上回る賃上げで格差を埋め、すべてのケア労働者が差別なく処遇改善につながる施策にすべきです。その賃上げのためには、事業存続の危機にまで至っている医療・介護施設への緊急援助の拡充も必要であり、診療報酬・介護報酬を最低でも10%以上引き上げるべきです。差別と分断を許さず、政府の責任ですべてのケア労働者の処遇改善と医療・介護事業の安定的な維持発展のために、下記事項につき地方自治法第99条にもとづく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。 ¹ 年収ベースで全産業平均賃金との格差を埋め、物価高騰を上回るすべてのケア労働者の賃上げには月額平均5万円以上の賃上げが必要であり、24年診療報酬改定に盛り込まれた「ベア評価料」・賃上げの原資に必要な診療報酬引き上げ率0.61%を基礎に5万円に必要な診療報酬引き上げ率を6.31%と算出したうえで、賞与の財源を捻出するためには医療・介護事業所が物価高騰を上回るプラス改定が必要であるため、それを加味して10%以上の引き上げ率とした。 記 【陳情項目】 1. 医療や介護現場で働くすべてのケア労働者の賃上げと人員配置増につなげるために、26年度の診療報酬改定と、1年前倒しで介護・障害福祉サービス等報酬改定も実施し、すべての医療機関と介護・福祉等事業所の物価高騰対策も含めて、各10%以上の引き上げ改定を実施すること。また当面の支援策として、25年度中に全額公費による賃上げ支援策を実行すること。			

陳情番号	8 3	付議年月日	7 . 1 1 . 6
件 名	「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情		
付 議 委 員 会	陳 情 者		
産業労働常任委員会	横浜市中区桜木町3丁目9番地 横浜平和と労働会館6階 神奈川県労働組合総連合 議長 住 谷 和 典		
【陳情の要旨】 労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は、「労働者の健康で文化的な生活を営むことができるよう」にするとしています。貴議会におかれましては、最低賃金を抜本的に引き上げること、中小企業支援策の拡充を実現することを、国に対して意見書を提出するよう陳情します。 【陳情の理由】 神奈川地方最低賃金審議会(赤羽淳会長)は8月8日、神奈川県の最低賃金を現行(1時間1,162円)から63円(5.42%)引き上げ、1,225円とするよう神奈川労働局・児屋野文男局長に答申しました。上げ幅は厚生労働省の審議会が示した目安と同額ですが、神奈川地方最低賃金審議会は「中小企業・小規模事業者の構造的・継続的な賃上げに資するための中期的な施策として国が打ち出した『中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画』の着実な実行を要望する。その際、県・市町村を含む関係行政機関と密に連携し、企業が継続的に生産性向上や官公需を含めた適正な価格転嫁を実現できるよう、中長期的な支援策を具体化し、これらの事業者に対する支援策の周知及び活用の促進に努めるほか、各助成金制度の要件や申請手続き等について、事業者には過大な負担が生ずることのないよう、関係行政機関が適切に運用すること」を求めています。 急激な物価上昇の局面において神奈川地方最低賃金審議会(以下審議会)では昨年に引き続き、最低賃金決定の3要素のうち生計費に着目した議論がなされました。神奈川県の最低賃金1,225円で月150時間働いても183,750円です。そこから、税金や社会保険料が天引きされれば、水道光熱費や住居費、食費、日用品費など生活に欠かせないものへの支払いは一層厳しくなり、健康的な食事や医療へのアクセス、交際費など、本来必要とすることを切り詰めなければ暮らせません。その状況は長引く物価高騰によって、ますます深刻となっています。 今春闘での賃上げは物価高騰に届いておらず、最低賃金を含めた賃金の引き上げによる非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められています。神奈川県の非正規雇用労働者比率は2024年では36.3%、そのうち女性が67.2%と前年から増加しています(出所 神奈川県労働力調査結果報告)。また、神奈川県における最低賃金の影響率は、事業所規模5人以上では10.3%・全国平均8.8%(出所 厚生労働省令和6年賃金構造基本統計調査特別集計)と全国の中でも高く、最低賃金近傍の労働者が多いことから、最低賃金の引き上げによる非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められており、より重視していく必要があります。 JILPT「最低賃金の引き上げと企業行動に関する調査」(2024年)の概要では、「最低賃金引き上げに対応するために期待する政策的支援」について、「賃金を引き上げた場合の税制優遇」と43.1%が回答し圧倒的に高い結果となっており、社会保険料の事業主負担の軽減を求める声が強くなっています。 以上			